



薬食機発第 1121001 号
平成 20 年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
医療機器審査管理室長



医療機器の治験に係る文書又は記録について

医療機器の治験に係る文書又は記録（以下「治験に係る文書等」という。）については、平成 17 年 7 月 20 日付け医療機器審査管理室事務連絡「医療機器の臨床試験の実施の基準に係る必須文書について」により、その例を示しているところです。

先般、「治験のあり方に関する検討会」（座長 池田康夫 慶應義塾大学医学部長）の報告書を踏まえて、医薬品の治験に係る文書等のさらなる整理合理化が行われたところですが、医療機器の治験に係る文書等についても同様の整理合理化を検討し、別添のとおり「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧の例を作成しましたので、下記に御留意の上、業務の参考として、貴管下関係業者及び医療機関等に対して周知いただきますようご配慮願います。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会委員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとしています。

記

1. 治験に係る文書等は、別添の「文書の名称」欄ごとに文書等を作成することを基本とするが、必要な記録等が適切になされるのであれば、これに限定するものではないこと。
2. 実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の間の文書のやりとりを行う必要はないこと。また、この場合にあっては、治験依頼者と実施医療機関の長及び治験責任医師の文書のやりとりについては、肩書きを連記することによって一の文書として差し支えないこと。



(別添)

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧について

治験関係者は、治験を実施する際には、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 17 年厚生労働省令第 36 号）（以下、「医療機器 GCP 省令」という。）をはじめとする関係法規等を遵守し、被験者の保護及び治験の信頼性を確保しなければならない。

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧で示す文書等は、治験の実施及び得られたデータの質を個々にかつまとめて評価することを可能にする治験実施の過程の記録であり、文書等を作成し保存しておくことによって、治験の手順の確認、治験の適切な管理及び関係法規等の遵守状況の確認に役立つものである。

「医療機器の治験に係る文書又は記録」一覧は、その文書等が作成される治験の段階に対応して、第Ⅰ部：治験開始前、第Ⅱ部：治験実施中、第Ⅲ部：治験の終了又は中止・中断後の 3 つの段階に分けて、それぞれの文書等に含まれる内容とその説明及び保存場所を示している。

なお、治験に係る文書等は、規制当局による調査又は治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者の監査担当者による監査等の対象となり得るものであり、それに対応できるように整理しておく必要がある。

（参考）別添で示している文書数は 60 である。

注 1： 一連の文書等が治験の異なる段階で作成されることがあるが、本一覧では最も早く作成される時期に合わせて記載した。なお、本一覧において、治験依頼者とあるのは、治験の依頼をしようとする者を含む場合がある。また、実施医療機関及び自ら治験を実施する者等についても同様である。

注 2： 保存場所の「○」は、治験に係る文書等を整理合理化して保存する場合の保管場所を示した。

注 3： 薬事法施行規則及び医療機器 GCP 省令に基づき、実施医療機関の長及び治験責任医師等が実施医療機関で保存する文書等全てを示した。

注 4： 実施医療機関で保存する文書等のうち、自ら治験を実施する者が保存するものとそれ以外の者が保存するものとを分けて示した。治験責任医師として保存すべき文書等は医療機関が保存すべき文書等に含めた。実施医療機関の長が正本を保存し、治験責任医師が写しを保存する場合は、「○（正及び写）」のように記載した。

注 5： 医療機器 GCP 省令の関連条文を示した。なお、治験の依頼をしようとする者による治験と自ら治験を実施しようとする者による治験で医療機器 GCP 省令の関連条文が異なる場合には、それぞれ「企業」又は「医師」と付した上で関連条文を示した。

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関による治験 （注3）	治験依頼者 （注3）	自ら治験を実施する 者による治験 （注4）	医療機関（注4） 自ら治験す る者を実施す る者
1. 治験審査委員会の運営に関する文書	1.1 治験審査委員会の設置記録 〔第46条〕 1.2 治験審査委員会の運営に関する文書 〔第47条〕 1.3 実施医療機関外治験審査委員会の委員名簿及び標準業務手順書 〔第49条〕	實施医療機関の長又は营利を目的としない組織・団体の長が、治験審査委員会(同事務局を含む。)を設置したことを示す記録。 治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する事項を定めた文書(標準業務手順書)。 實施医療機関の長が、自ら又は共同で設置した以外の治験審査委員会に意見を求める場合、当該治験審査委員会から入手する文書。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 治験審査委員会の設置者が保有する記録	2.1 治験審査委員会の設置者が保存する記録 〔第53条〕 1) 委員名簿(資格、職業及び所属を含む。) *治験審査委員会委員の指名記録 〔第47条〕	治験審査委員会の設置者が、規制当局の要請に応じて提示できるように保存する文書。 治験審査委員会の設置者が治験審査委員会の委員を指名したことなどを示す記録。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	2) 提出された文書(第51条参考) *治験審査委員会の治験の実施状況調査記録 〔第47条〕	必要に応じて、治験審査委員会が治験の実施状況について自ら行った調査結果を示す記録。			
	3) 会議の議事要旨 *治験審査委員会の継続審査記録 〔第47条〕	治験審査委員会が、実施中の治験について適切に実施的に継続的に審査したことを示す記録。			

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者	治験依頼者による治験 自ら治験を実施する者による治験	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
3 実施医療機関の実験の実施に関する手順書 〔第55条、第57条〕	3.1 実施医療機関の治験の実施に必要な手続き(治験事務局の設置を含む。)を定めた文書。	○	○	○	○
1) 治験事務局の業務内容に関する文書 〔第57条〕	実施医療機関の長が治験事務局の業務内容を定めた文書。				
2) 治験機器管理者の指名記録 〔第58条〕	実施医療機関の長が治験機器管理者を指名した記録。				
3) 実施医療機関における記録 保存責任者の指名記録 〔第61条〕	実施医療機関の長が、実施医療機関において保存すべき治験に係る文書等について、それぞれの記録(文書を含む。)毎に保管責任者を指名した記録。			○ (正及び 写)	○ (正及び 写)
4. 実施医療機関の長が指名した治験分担医師及び治験協力者のリスト 〔第55条〕	治験分担医師及び治験協力者に関する分担業務と分担者のリスト。治験責任医師が作成し、これに基づき実施医療機関の長が指名したもの。			○ (正及び 写)	○ (正及び 写)
5. 実施医療機関の長が治験審査委員会に意見を求める文書 〔第49条〕	実施医療機関の長が治験の実施について意見を求めた文書。	○	○		

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による 治験 治験	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注4) 医療機関(注4) 自ら治験す る者 を実施す る者 (写)	医療機 関 (注3) 治験依頼 者 (正及び 写)
6. 治験審査委員会 の意見に係る通知 文書	6.1 治験審査委員会の通知文 書 ・承認文書 ・修正条件付き承認文書 ・却下の決定の文書 〔第51条〕	治験審査委員会が治験の実施について実施医療機関の長に通 知する文書。本文書の写しは、実施医療機関の長から7.1実施医 療機関の長の指示、決定に關する文書とともにに治験責任医師、治 験依頼者又は自ら治験を実施する者に通知される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとり を行う必要はないこと。この場合にあつては、治験審査委員会は、 実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して文書を通 知すること。	○ (正及び 写)	○ (写)	○ (写)
	1) 治験審査委員会の名称と所 在地が記された文書 〔第55条〕 2) 治験審査委員会の構成と活 動に関する文書 〔第55条〕	治験審査委員会が医療機器GCP省令に従つて組織され、活動し ている旨を治験審査委員会が自ら確認した文書。		○	○
	6.2 治験依頼者又は自ら治験 を実施する者が実施医療機 関の長から入手する文書 〔第51条〕	治験審査委員会が治験の実施について審査した場合に、治験依 頼者が実施医療機関との間で治験の契約を締結する前に、治験依 頼者の実施医療機関の長から入手する文書。または、治験審査委員会が治 験の実施について審査した場合に、自ら治験を実施する者が、治 験計画書を規制当局に提出する前に実施医療機関の長から入手 する文書。		○	○
	1) 審査された医療機器GCP省 令第51条に規定する文書 〔第55条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が必要とする場合。			

第一部：治験開始前（注1）

文書の種類	概要	保存場所（注2）	
		治験依頼者による治験 自ら治験を実施する 者による治験	医療機関（注4） 自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕（注5）	医療機関（注3） 治験依頼者	医療機関（注4） 自ら治験を実施する者
6.3 治験審査委員会の治験の 継続に関する通知文書 ・承認文書 ・修正条件付き承認文書 ・既承認事項の取消しに関する文書 〔第51条〕	治験審査委員会が実施中の治験の継続に関して、実施医療機関の長に通知したことを示す文書。本文書の写しは、実施医療機関の長から7.2治験の継続に関する実施医療機関の長の指示、決定に関する文書とともに治験責任医師、治験依頼者又は自ら治験を実施する者に通知される。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやりとりを行なう必要はないこと。この場合には、治験審査委員会は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して文書を通知すること。	○ (正及び 写)	○ (写)
7.実施医療機関の 長の指示、決定に関する文書	7.1 実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 〔第51条〕	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.1治験審査委員会の通知文書に実施医療機関の長が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	○ ○
	7.2 治験の継続に関する実施医療機関の長の指示、決定に関する文書 〔第51条〕	実施医療機関の長が、治験審査委員会の決定に基づく実施医療機関の指示、決定を、治験依頼者及び治験責任医師、又は自ら治験を実施する者に通知する文書。 ただし、治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には、6.3治験審査委員会の治験の継続に関する通知文書に実施医療機関の長が記名捺印又は署名することで本文書に代えることができる。	○ ○
8.治験責任医師及び 治験分担医師の履歴書等の文書	8.1 治験責任医師及び治験分担医師の履歴書等の文書 〔第62条〕	治験責任医師が要件を充足していることを示した履歴書その他の文書及び治験分担医師の履歴書。	○ ○

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)			
		治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験	医療機関(注4)	自ら治験する者を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔開運条文〕(注5)	医療機関(注3)	治験依頼者	○	○
9.記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書(改訂版を含む。) 〔企業：第7条、医師：第18条〕	9.1 記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書(改訂版を含む。) 〔企業：第7条、医師：第18条〕	治験依頼者と治験責任医師が『治験実施計画書の内容(改訂版を示すため治験依頼者と治験責任医師が記名捺印又は署名したものを)。自ら治験を実施する者による治験では自ら治験をする者が作成し、実施医療機関の長及び自ら治験を実施する者が記名捺印又は署名した治験実施計画書又はそれに代わる文書(改訂版を含む。)。』 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が適格な医学等の専門家を含む専門的知識を有する者を指名した記録。 緊急時に、当該治験機器がどの機器であるかを直ちに識別でき、かつ直検性が破られたことを検知できる方法を示す文書。	○	○	○
1) 医学等専門家の指名記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕 2) 盲検下の治験機器の割付けコードの開封手順書 〔企業：第24条、医師：第35条〕 3) 症例報告書の変更又は修正の手引き書 〔企業：第4条、医師：第16条〕 4) 治験調整医師の選定、治験調整委員会の設置に関する記録 〔企業：第26条、医師：第37条〕 5) 治験調整医師、治験調整委員会及び治験責任医師の責務に関する文書 〔企業：第26条、医師：第37条〕 6) 評価の統一基準の遵守方針に関する説明文書 〔企業：第26条、医師：第37条〕	症例報告書の変更又は修正に際して、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が症例報告書の作成及び変更又は修正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて治験協力者に提供するもの。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験調整医師を選定又は治験調整委員会を設置したことを示す記録。 治験調整医師を選定又は治験調整委員会を設置した場合、治験依頼者又は自ら治験を実施する者がそれらの責務を治験開始前に文書で定めたことを示す文書。 多施設共同治験で必要な場合、全ての治験責任医師に対し、臨床上及び検査上の所見の評価に関する統一基準の遵守方法について説明した文書。	○	○	○	○

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類 文書の名称	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験 (注3)	自ら治験を実施する 者による治験 (注4)
当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5) 7)モニターの指名記録 〔企業：第29条、医師：第40条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者がモニターを指名した記録。		医療機関(注4) 自ら治験す る者
10.同意文書及びその他の説明文書(改訂版を含む。) 〔企業：第9条、医師：第20条、共通：第71条、第74条〕	治験責任医師が治験依頼者の協力を得て作成した文書(修正又は改訂版を含む。)。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が作成した文書(修正又は改訂版を含む。)。	○ ○	○ ○
11.治験依頼者又は自ら治験を実施する者の標準業務手順書 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験に関する業務が医療機器GCP省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。	○ (写)5のみ	○ (写)5)及 び6)のみ
1)データの品質管理に関する文書 〔企業：第4条、医師：第16条〕 2)治験関連業務割当て記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕 3)治験実施計画書及び症例報告書の作成、改訂の手続きに関する記録 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験に関する全てのデータの信頼性とその適正な処理を保証するためデータの取扱いの各段階に品質管理を適用するためのもの。	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が治験に関する全ての業務を確定し、適格な者に割り当てることを示す記録。	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、治験実施計画書、症例報告書を作成、改訂する手続き及びに当該治験の倫理的及び科学的妥当性が裏付けられていることを保証するための手続きに関する記録(治験依頼者にあっては治験実施計画書を作成・改訂する際、その内容及びこれに従つて治験を行うことについて、治験責任医師と協議すること。)。

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による治験 (注3)	治験依頼者 (注3)	自ら治験を実施する者による治験 (注4)	自ら治験する者を実施する者 (注4)
	4) 電子データ処理システムのバリデーション等に関する記録 〔企業：第34条、医師：第45条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、電子データ処理システムを用いる場合、下記事項を行うことを示す記録。 1) 当該システムの完全性等を保証し、文書化していること 2) 標準業務手順書を整備すること 3) データ修正の履歴が残せるようデザインされていること 4) データのセキュリティシステムを保持し、バックアップを適切に行うこと 5) データ修正者名簿を作成、管理すること			
	5) 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者によつて行われる症例報告書の変更又は修正に関する手順書。	治験依頼者又は自ら治験を実施する者の指名者による症例報告書の変更又は修正の手順書 〔企業：第4条、医師：第16条、第67条〕			
	6) 健康被害の補償に関する治験依頼者又は自ら治験を実施する者の手順書 〔企業：第14条、医師：第23条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めた文書。			
	7) モニタリングに関する標準業務手順書 〔企業：第29条、医師：第40条〕	モニタリングに関する標準業務手順書。			
	8) 監査手順書 〔企業：第31条、医師：第42条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が監査の対象、方法及び頻度並びに監査報告書の様式と内容を記述した監査手順書。			
12.検査の基準及びその範囲(修正又は改訂版を含む。)	12.1 検査の基準値及びその範囲(修正又は改訂版を含む。) 〔企業：第4条、医師：第16条〕	治験実施計画書に記載されている医学的検査、臨床検査等の基準値を示す記録(最新の基準値及びその範囲並びにこれらの数値の改訂時期を示す記録も含む。)。	○	○	○

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	医療機関 (注3)	医療機関 (注4) 自ら治験を実施する者
13.効果安全性評価委員会	13.1 効果安全性評価委員会 【企業: 第21条、医師: 第38条】 1) 標準業務手順書 ・効果安全性評価委員会の設置に関する記録 2) 会合の記録	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が作成した標準業務手順書及び全ての会合の記録。 治験依頼者又は自ら治験を実施する者が設置したことを示す記録。	○ ○
14.治験責任医師及び実施医療機関の選定に関する記録	14.1 治験責任医師及び実施医療機関の選定に関する記録	治験依頼者が、治験を適切に実施する要件を満たしている治験責任医師及び実施医療機関を選定したことを示す記録。	○
15.治験計画届書(控)	15.1 治験計画届書(控) 【薬事法施行規則第275条で準用する第269条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画届書を提出したことを示す記録。	○ ○
16.治験依頼時又は治験の実施の承認の前に実施医療機関の長に提出した文書	16.1 治験依頼時又は治験の承認の前に実施医療機関の長に提出した文書	治験の依頼時又は治験の実施の承認の前に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が実施医療機関の長に提出した最新の文書。	○ ○ ○
17.治験機器の表示内容	17.1 治験機器の表示内容 【企業: 第10条、医師: 第21条】	医療機器GCP命令を遵守して治験機器の表示が行われていることと示す記録(該当する場合には、盲検性が維持されるような方法で表示。)。治験機器又はその容器若しくは被包に記載されている内容がこれにあたる。	○ ○
18.治験機器の製造記録	18.1 治験機器の製造記録 【企業: 第25条、医師: 第36条】	治験機器が適切な製造方法及び品質管理の方法に従つて製造されたことを示す記録(設置にあたって組み立てが必要な治験機器については、設置時ににおける管理記録も含む。)。	○ ○
19.治験機器の品質試験成績	19.1 治験機器の品質試験成績 【企業: 第24条、医師: 第35条】	治験機器が治験機器としての安定性等の品質を担保する規格に適合していることを示す記録及び治験機器の安定性等の品質が治験期間中保証されていたことを示す記録又は文書。	○ ○

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験 (注3)	自ら治験を実施する 者による治験 (注4)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	医療機関 (注3)	医療機関(注4) 自ら治験す る者 ○
20.無作為割付け原 簿	20.1 無作為割付け原簿 [企業: 第24条、医師: 第35条]	治験機器が無作為に割付けられたことを示す文書。	○
21.治験機器の管理 に関する手順書	21.1 治験機器の管理に関する手順書 [企業: 第24条、医師: 第35条]	実施医療機関の長又は治験機器管理者が、治験機器の取扱い及び保管、管理並びにそれらの記録に際し従うべき指示を記載した治験依頼者又は自ら治験を実施する者による手順書。	○ ○ ○ ○
22.健康被害の補償 措置に関する文書	22.1 健康被害の補償措置に関する文書 [企業: 第14条、医師: 第23条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、被験者の健康被害の補償を履行するため、保険その他の措置を講じたことを示す文書。	○ ○ ○ ○
23.当該治験に特有 のモニタリングに關 する手順書	23.1 当該治験に特有のモニタリングに関する手順書 [企業: 第29条、医師: 第40条]	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が中央モニタリングを採用定めたモニタリングに関する手順書。	○ ○ ○ ○
24.モニタリング報告 書	24.1 モニタリング報告書 [企業: 第30条、医師: 第40条]	モニターによる治験開始前の実施医療機関への訪問及び治験に開連した連絡に際する報告書、モニターによる治験実施中の実施医療機関への訪問及び治験に開連した連絡に際する報告書、並びにモニターが治験終了時に、実施医療機関及び治験依頼者における必要な全ての活動が完了し、当該治験実施計画書に関する文書等が適切にファイルされていることを確認し、治験依頼者は自ら治験を実施する者に報告する文書。	○ ○ ○ ○
1) 治験実施計画書案等の提 供記録 [第7条]	1) 治験実施計画書案等の提 供記録 [第7条]	治験依頼者が、治験責任医師と治験実施計画書及び症例報告書について合意する前に、治験責任医師に治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験機器概要書その他必要な資料・情報を提供したことを示す記録(改訂する場合を含む。)。	

第1部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注4) 自ら治験す る者 を実施す る者	
医療機関 (注3)	治験依頼 者				
2) 同意文書等の作成に必要な措置 【第9条】	治験依頼者が治験責任医師に同意文書及びその他の説明文書の作成に必要な資料を提供したことを示す記録(改訂する場合を含む。)。				
3) 遵守を確保するための措置 【第4条】	治験責任医師、実施医療機関、治験依頼者又は自ら治験を実施する者のスタッフが治験実施計画書、標準業務手順書、医療機器GCP省令等を遵守していない場合に、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が遵守を確保するべく講じた措置の記録。				
4) モニタリング報告書の点検 とフォローアップに関する文書 【企業:第30条、医師:第41条】	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が、モニタリング報告書に開して行った点検とフォローアップについて、治験依頼者又は自ら治験を実施する者が指名した者が文書化したもの(終了又は中止・中断後を含む。)。				
25.監査計画書 【第31条、第42条】	監査担当者が監査手順書に基づいて作成したもの。	○	○	○	
26.開発業務受託機 関の標準業務手順 書	26.1 開発業務受託機関の標準業務手順書 【企業:第12条、医師:第22条】 26.2 健康被害の補償に関する開発業務受託機関の手順に開する文書 【企業:第12条、医師:第22条】 27.治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関と開発業務受託機関との契約書 【企業:第12条、医師:第22条】	治験に関する受託業務が医療機器GCP省令等を遵守して行われ、品質保証及び品質管理システムの履行、保持を保証するための標準業務手順書。 開発業務受託機関が、治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関とともに当該受託業務により生じた健康被害の治療に要する費用その他の損失を補償するための手順を定めたことを示す文書。 治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関して開発業務受託機関と契約したことを示す文書。	○ (写)	○ (写)	○ (写)

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験 自ら治験を実施する者による治験	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
文書の名称	当該文書に含まれる事項 「関連条文」(注5)	医療機関(注3) 治験依頼者	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
28.自ら治験を実施する者又は実施医療機関と治験施設支援機関との契約書 [第59条]	28.1 自ら治験を実施する者又は実施医療機関が、委託した業務に関する文書。	○	○
29.健康被害の補償に関する文書	29.1 健康被害の補償に関する文書	○	○
30.治験に関する合意文書	30.1 治験の契約書又は承認書 [企業：第13条、医師：第21条]	○	○
	1) 治験に関するその他の合意 文書 [企業：第13条]	○	○
	30.2 治験に係わる費用に関する文書 [企業：第13条、医師：第21条]	○	○
31.治験機器概要書 (改訂版を含む。)	31.1 治験機器概要書(改訂版を含む。) [企業：第8条、医師：第19条]	○	○

第一部：治験開始前(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔開〕連条文」(注5)	治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注4) 医療機関(注4) 自ら治験す る者	自ら治験す る者
	1) 治験機器の原材料又は構成部品等を変更した場合の非 臨床試験成績〔企業：第5条、 医師：第17条〕 被験機器又は対照機器の原材料又は構成部品等が大きく変更さ れた場合に必要な試験成績(安定性、電気的安全性、生物的 安全性、放射線に対する安全性等。)。				

第二部：治験実施中(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	医療機関(注4) 自ら治験す る者 (写)
32.実施医療機関で の治験機器の保管・ 管理記録	32.1 実施医療機関での治験機 器の保管・管理記録 〔第58条〕 32.2 治験機器の使用記録 〔第58条〕	実施医療機関の長又は治験機器管理者が、治験依頼者又は自ら治験を実施する者の定めた手順書及び医療機器GCP省令を遵守して治験機器を保管、管理していることを示す記録。 治験実施計画書に従つて規定された量(数量)の治験機器が被験者に使用されたことを示す記録。	○ ○ (写)
33.治験実施計画書 からの逸脱記録	33.1 治験実施計画書から の逸脱記録 〔第66条〕	治験責任医師が全ての逸脱とその理由等を説明した記録。	○ ○ (正及び 写)
34.治験実施計画書 からの緊急の逸脱 又は変更の記録	34.1 治験実施計画書から の緊急の逸脱 又は変更の記録 〔第66条〕	医療上やむを得ない理由のために、治験責任医師が逸脱又は変更を行った場合、その内容及び理由等を記述した通知文書。	○ ○
35.治験実施計画書 からの緊急の逸脱 又は変更に関する 文書	34.2 治験責任医師が治験依 頼者に提出した文書 〔第66条〕 35.1 治験審査委員会の承認 の文書 35.2 実施医療機関の長の了 承の文書	実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との文書のやりとりを行う必要はないこと。この場合にあっては、治験責任医師は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会に提出した文書 治験実施計画書からの緊急の逸脱又は変更について、治験審査委員会が承認、実施医療機関の長が了承及び治験依頼者が合意したことと示す文書。 実施医療機関の長あて 治験責任医師あて 治験審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示、決定が同じ場合にあてはめられることで本文書に代えることができる。	○ ○ ○ ○ ○ ○

第二部：治験実施中(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者	治験を実施する者による治験 自ら治験を実施する者による治験 医療機関(注4)
35.3 治験依頼者の合意の文書	実施医療機関の長あて		○	○
36.治験の変更に関する治験責任医師の報告書	36.1 治験の変更に関する治験責任医師の報告書 〔第66条〕	治験の実施に重大な影響を与える、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更に関する報告書。		○ ○ ○
37.予定より早い治験機器割付けコードの開封記録	37.1 予定より早い治験機器割付けコードの開封記録 〔第66条〕	予定より早い段階での開封を行った場合、治験責任医師がその理由とともに記録した文書。	○	○ ○ ○
38.記名捺印又は署名捺印又は署名捺印又は署名捺印の開封記録	38.1 記名捺印又は署名捺印又は署名捺印の開封記録 〔第66条〕	治験責任医師又は治験分担医師が作成し、治験責任医師が内容に問題がないことを確認した症例報告書。	○ (写)	○ ○ ○ (写)
39.被験者登録に関する文書	1) 原資料との矛盾を説明した記録 〔第67条〕 2) 症例報告書の変更及び修正記録 〔第67条〕 3) 被験者登録に関する文書 〔第67条〕 4) 被験者のスクリーニング名簿	症例報告書中のデータが原資料と何らかの矛盾がある場合、治験責任医師がその理由を説明した記録。 症例報告書の変更及び修正記録。 被験者登録に関する文書。 被験者識別コードのリスト。 治験を終了又は中止・中断した被験者識別コードのリスト。 被験者登録名簿。	○ (写)	○ ○ ○ (写)
40.原資料	40.1 原資料 〔第61条〕	被験者組み入れに際し経時的に番号を付したことを示す文書。 治験開始にあたって、スクリーニングに組み入れられた症例を確認する文書。 症例報告書等の元となる文書、データ及びその他の記録。	○	○ ○

第二部：治験実施中(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験を実施する者による治験	自ら治験を実施する者による治験
文書の名称	医療機関(注3)	治験依頼者	医療機関(注4)
41.署名・印影一覧表	当該文書に含まれる事項 [関連条文](注5)	症例報告書の作成、変更、修正を行う治験責任医師、治験分担医師及び必要に応じて治験協力者の署名又は印影を示した文書。	○ (写)
42.治験の現況の概要に関する文書 [第68条]	42.1 治験の現況の概要に関する文書	治験審査委員会の継続審査を受けるために、治験責任医師が治験の現況の概要を年に1回又はそれ以上の頻度で作成する文書。	○ (写)
43.治験責任医師からの有害事象報告	43.1 治験依頼者又は治験機器提供者へ通知された重篤な有害事象 [第68条]	全ての重篤な有害事象に関する治験依頼者又は治験機器提供者への通知。	○ (写)
	43.2 実施医療機関の長へ報告された重篤な有害事象 [第68条]	全ての重篤な有害事象に関する実施医療機関の長への報告(重篤で予測できない不具合の特定が必要。)。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して43.1を通知することで、本報告を行う必要はないこと。ただし、この場合、重篤で予測できない不具合を特定した上で、43.1の通知を行う必要があること。	○ (写)
	43.3 治験依頼者又は治験機器提供者へ報告された重要な有害事象 [第68条]	治験実施計画書で安全性評価に重要と規定された有害事象に関する治験依頼者又は治験機器提供者への報告。	○ (写)
44.治験への参加について被験者等の意志を確認した記録	44.1 記名捺印又は署名のみ 同意文書(改訂版を含む。) [第70条、第72条、第74条]	被験者が治験に参加する前に、被験者(代諾者)が治験への参加について文書で同意したことを示す文書(改訂された同意文書及びその他の説明文書を用いて被験者(代諾者)に改めて説明し、治験への継続参加について文書による同意を得た場合も含む。)。	○ (写)

第Ⅱ部：治験実施中(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験 医療機関(注4)	自ら治験を実施する 者による治験 医療機関(注4)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	治験依頼者
1) 代諾者と被験者の関係を示す記録 〔第70条〕	代諾者から同意を得た場合、代諾者と被験者の関係を示す記録。		
2) 立会人の記名捺印又は署名 〔第72条〕	被験者(代諾者)が「同意文書及びその他の説明文書を読むことができる場合、公正な立会人が同意文書に記名捺印又は署名した文書。		
44.2 被験者(代諾者)の事後の記名捺印又は署名同意文書 〔第75条〕	緊急状況下における救命的治験で、被験者(代諾者)から事前の同意を得ることが不可能であつた場合、事後に被験者(代諾者)から治験への継続参加について文書で同意を得たことを示す文書。	○	○
44.3 記名捺印又は署名捺印等を被験者に渡した記録 〔第73条〕	記名捺印又は署名捺印等を被験者に渡した記録(改訂された場合を含む。)。	○	○
44.4 治験への継続参加に関する被験者(代諾者)の意思を確認した記録 〔第74条〕	治験への継続参加に影響を与える可能性のある情報が得られた場合、当該情報被験者(代諾者)に伝え、継続参加について被験者(代諾者)の意思を確認した記録。	○	○
45. 治験依頼者の治験機器交付及び取扱い記録又は自ら治験を実施する者の治験機器の入手の記録 〔企業：第24条、医師：第35条〕	治験依頼者が治験機器を適正に出荷、輸送、設置、受領、処分、返却及び廃棄した記録。自ら治験を実施する者が治験機器入手、設置、処分、返却及び廃棄した記録。	○	○

第Ⅱ部：治験実施中(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験 医療機関(注3)	自ら治験を実施する 者による治験 医療機関(注4)
46.治験依頼者又は 自ら治験を実施する 者からの安全性に 関する通知・報告文 書	46.1 被験者の安全に悪影響を おぼぼす情報に関する治験依 頼者又は自ら治験を実施する 者の通知書 [企業：第28条、医師：第39条]	被験者の安全に悪影響を及ぼし、治験の実施に影響を与える可能性のある情報を、全ての治験責任医師、実施医療機関の長に通知した文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、一の文書として差し支えない。	○ (写) ○ (写)
	46.2 重篤で予測できない不具 合の報告 [企業：第28条、医師：第39条]	重篤で予測できない全ての不具合を全ての治験責任医師、実施医療機関の長及び規制当局に報告した文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、一の文書として差し支えない。	○ (写) ○ (写)
	46.3 治験機器概要書の改訂 前に報告する安全性情報 [企業：第8条、第28条、医師： 第19条、第39条]	新たな重要な情報が国内外から得られた場合、治験機器概要書の改訂に先立って、治験責任医師、実施医療機関の長及び規制当局に報告した文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記することで、一の文書として差し支えない。	○ (写) ○ (写)
	47.治験への参加打 切りに関する報告文 書	モニタリング及び監査によつて、治験責任医師又は実施医療機関による重大又は継続した不遵守が発見された場合に、当該治験責任医師又は実施医療機関の治験への参加を治験依頼者又は自ら治験を実施する者が打切つたことを規制当局に報告した文書。	○(写) ○ (写)
	48.治験計画変更届 書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験計画変更届書を提出したことを示す文書。	○ ○

第Ⅱ部：治験実施中(注1)

文書の種類		概要			保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者 治験 機関(注3)	治験依頼 者	自ら治験を実施する 者による治験 機関(注4)	自ら治験す る者 を実施す る者	
49.体液又は組織標本の保存記録(ある場合)	49.1 体液又は組織標本の保存記録(ある場合)	○	○	○	○	

第三部：治験の終了又は中止・中断後(注1)

文書の種類	概要	保存場所(注2)	
		治験依頼者による治験	自ら治験を実施する者[による治験](注4)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	医療機関 (注3)	医療機関(注4) 自ら治験を実施する者
50. 治験の中止・中断又は被験機器の開発中止の通知文書	治験の中止・中断又は被験機器の開発中止の通知文書	治験依頼者が治験を中止・中断又は当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料を承認申請書に添付しないことを決定した場合、又は自ら治験を実施する者が治験を中止・中断あるいは当該治験により収集された臨床試験成績に関する資料が承認申請書に添付されないことを知り得た場合。	
50.1 治験依頼者又は自ら治験を実施する者から実施医療機関の長あて〔企業：第32条、医師：第43条〕		治験依頼者が全ての実施医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。 自ら治験を実施する者による治験では自ら治験を実施する者が実施医療機関の長及び規制当局にその旨と理由の詳細を通知する文書。	<input type="radio"/> ○ (写)
50.2 実施医療機関の長から治療責任医師及び治験審査委員会あて〔第60条〕		実施医療機関の長が治験責任医師及び治験審査委員会にその旨を詳細に説明する文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師との間の文書のやり取りを行う必要はないこと。この場合にあつては、実施医療機関の長は、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して治験審査委員会あて通知すること。	<input type="radio"/> ○
51. 治験の中止又は中断の報告書	治験の中止又は中断の報告書	治験責任医師が治験を中止又は中断した場合。	
51.1 治験責任医師から実施医療機関の長あて〔第69条〕		治験責任医師が実施医療機関の長にその旨を詳細に説明した文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合には、実施医療機関の長と治験責任医師の肩書きを連記して51.2の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	<input type="radio"/> ○

第三部：治験の終了又は中止・中断後(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による治験 医療機関(注4)	自ら治験を実施する者による治験 医療機関(注4)	
文書の名称	概要	治験依頼者 (注3)	治験依頼者 医療機関(注4)	
51.2 実施医療機関の長から治験依頼者及び治験審査委員会にその旨 を詳細に説明した文書。	実施医療機関の長が治験依頼者及び治験審査委員会にその旨 を詳細に説明した文書。	○	○	○
52.治験責任医師からの治験 の終了報告文書 〔第60条〕	52.1 治験責任医師からの治験 の終了報告文書 〔第69条〕	治験責任医師が実施医療機関の長に治験の終了と治験結果の 概要を報告した文書。 なお、実施医療機関の長と治験責任医師が同一人物である場合 には、実施医療機関の長と治験責任医師の書きを連記して53.1 の文書を通知することで、本報告を行う必要はないこと。	○	○
53.実施医療機関の 長からの治験の終了通知文書 〔第60条〕	53.1 実施医療機関の長からの 治験の終了通知文書	実施医療機関の長が治験審査委員会及び治験依頼者に治験結 果の概要とともに治験の終了を通知した文書。	○	○
54.治験の総括報告 書 〔企業：第33条、医師：第44条〕	54.1 治験の総括報告書 〔企業：第33条、医師：第44条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が医療機器GCP省令等に 従つて作成し、規制当局の求めに応じて提出する文書。	○	○
55.監査記録 〔企業：第31条、医師：第42条〕	55.1 監査記録	監査担当者が監査で発見した事項を示した記録。	○	○
56.監査報告書 〔企業：第31条、医師：第42条〕	56.1 監査報告書	監査担当者が監査の記録に基づき監査報告書を作成し、治験依 頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者による治 験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提出した文 書。	○	○
57.監査証明書 〔企業：第31条、医師：第42条〕	57.1 監査証明書 〔企業：第31条、医師：第42条〕	監査担当者が、監査を行った治験について監査証明書を作成し、 治験依頼者による治験では治験依頼者、自ら治験を実施する者 による治験では自ら治験を実施する者と実施医療機関の長に提 出した文書。	○	○
58.治験終了届書 (控)	58.1 治験終了届書(控) 〔薬事法施行規則第275条で準 用する第270条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験終了届 書を提出したことを示す文書。	○	○

第三部 治験の終了又は中止・中断後(注1)

文書の種類		概要		保存場所(注2)	
文書の名称	当該文書に含まれる事項 〔関連条文〕(注5)	治験依頼者による 治験	自ら治験を実施する 者による治験	医療機関(注3)	医療機関(注4) 自ら治験 を実施す る者
59.治験中止届書 (控)	59.1 治験中止届書(控) 〔薬事法施行規則第275条で準 用する第270条〕	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に治験中止届 書を提出したこととを示す文書。		○	○
60.開発中止届書 (控)	60.1 開発中止届書(控)	治験依頼者又は自ら治験を実施する者が規制当局に被験機器の 開発中止届書を提出したこととを示す文書。		○	○